

商店街に建つ併用住宅(木造3階建て)

法令集2冊持込み可

1階平面図兼配置図、各階平面図、床伏図兼小屋伏図、立面図[縮尺1/100]

部分詳細図[縮尺1/20]、面積表、計画の要点等

(注1)各階平面図については、試験問題中に示す設計条件等において指定します。

(注2)答案用紙には、1目盛が4.55ミリメートル(部分詳細図(断面))については10ミリメートルの方眼が与えられている。

【注意事項】試験問題を十分に読んでうえて、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。

なお、**建築基準法等の関係法令**や**要求図書**、**主要な要求室等の計画等**の設計と条件に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図書に対する重大な不適合」と判断されます。

今回の注意すべき条件 ①3階建て指定 ②法令集持ち込み可のため法令遵守 ③矩計図が部分詳細となった

本年度対策のポイント

【昨年の法改正によって木造製図に関連する内容】

省エネ基準の適合が義務化/木造建築物の構造規定の見直し

省エネ基準が義務化することにより、構造的に合理性を欠いてしまう事例が出てしまうため、今までより詳細な計算をする方法が指定されました。例えば太陽光パネルを設置した場合は、過去の軽い屋根・重い屋根の2つの区分では耐震性に問題がでる場合もあるため、条件を細分化し、壁量計算等と仕様のルールにて、構造の安全性を確認するよう変更となりました。

【木造3階建て】

今回の3階建てでは上記の内容を踏まえて変更された仕様規定(令36条～80条の3) + 許容応力度計算(令82条、令82条の4)によって構造を決める必要があります。→【ルート1】と呼ばれる構造計算。具体的には、試験で計算をする時間はないため、オーバースペック気味で構造を決めておき、計画の要点で構造の記載要求があった場合、内容を詳しく書けるようにしましょう。

【商店街に建つ】

予想される用途地域は、【近隣商業地域+準防火地域に指定】です。この場合は準耐火建築物以上とする必要があります。【**建蔽率、容積率、高さの制限**】は他の地域より法的にゆるくなりますが、昨年は建ぺい率ギリギリで出題されましたので、しっかり対策しましょう。【**延焼のおそれのある部分、タテ穴区画**】も対応が必要です。規模的に異種用途区画が必要になる面積にはならないと思われれますが、過去の試験元の標準解答例では区画されています。3階建てのため【**直通階段・手すりの高さ・非常用進入口・敷地内通路**】の規制もかかります。時間のない試験ですので**赤文字**の法規は暗記して法令集を引かなくても対応できるようにしましょう。

【併用住宅】

【店舗部分】過去出題された店舗等は「歯科診療所・ゲストハウス・建築設計事務所・貸店舗(乳幼児用雑貨店)・レストラン・陶芸店舗・カフェ・喫茶店」です。**兼用**ではなく**併用**との指定なため、店舗は賃貸店舗と自営店舗の両方が想定できます。

【住宅部分】単世帯だけでは限らず、2世帯住宅、高齢者との同居など想定して練習しましょう。

【共用部分】コア部分とも呼ばれる住宅部分でも店舗部分でもない「共用部分」が要求されることがあります。

【まとめ】

1. 店舗の種類によって来客者・運営者・従業員・搬出入業者などによる動線分け、ゾーン分けをしっかりとる
2. 住宅部分のプライバシーを確保をするアプローチ、高齢者・2世帯などの確なゾーン分けと店舗部分とのつながり
3. フロアごとによるソーニング→1Fが店舗で2F・3Fが住宅の場合は、住宅部分に階段が必要。1・2Fが店舗で3Fが住宅の場合、店舗部分と住宅部分の両方に階段を設けるか、共用部分として1F～3Fまでの階段を設ける
4. 謎の法令集持込可の新ルールは、細かい法規まで試験元が出題することが可能になったと思われるため要準備
5. 快適な住環境(日当たり・通風など)、使いやすい動線、お客さんの利用のしやすさが一番大事な要素である

【近年の傾向:エスキスが大事】

建築士として十分な技量としてエスキス力(計画力)が重視されるようになっていきます。昨年は屋内の動線分け、その前は外部から別ルートでのアプローチがうまくエスキスできるかが非常に重要なポイントとなりました。また、条件が多いため1つを守ると他の条件が成り立たなくなってしまうたりとエスキスに時間がかかる問題となって来ています。そういった条件の矛盾には優先度を考えて設計してください。人が心地よい使いやすい便利なを意図して、動線・配置を計画できれば合格はあなたのものです。当学院では14課題以上の練習課題(うち2回の模擬試験)で、ランクI(合格)を最短で獲得してもらいます!

合格して建築士として、あなたの名前で建物を建てる夢を現実に!



学科独学の受験生
完全サポーター宣言!



資料請求・お申し込みは
こちらへ



お申込み
フォームへ